阿久根市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項並びに同条第２項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、下記のとおり公表する。

令和８年７月24日

阿久根市監査委員　花田清治
同　竹之内和満

阿久根市監査委員之印

記

１　**監査の対象及び期日**

税　務　課　令和８年６月19日から６月30日まで

２　**監査の対象事項**　令和７年度の財務に関する事務執行等（令和８年５月末現在）

３　**監査の結果**　別紙のとおり

定期監査報告書

１　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定に基づく監査並びに同条第２項の規定に基づく監査

２　監査の対象

税務課が所管する令和７年度予算に係る財務に関する事務の執行等

３　監査の実施期間

令和８年６月19日から６月30日まで

４　監査の着眼点

阿久根市監査委員監査規程第４条に規定する次の項目について実施した。

(1)　事業の管理状況

(2)　事業の執行状況

(3)　財政及び出納の状況

５　監査の実施内容

阿久根市監査基準に基づき、令和７年度の財務に関する事務の執行及び管理運営等が関係法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかについて実施した。

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類について、照合、調査及び確認の実査後、必要に応じて関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部について実施した。

６　監査の結果

(1)　総括

財務監査の結果、条例、規則等に基づき、適正に執行されていると認める。

(2)　意見

ア　市税等の収入及び収入率の向上について

令和７年度における市税収入済額は、20億721万2,535円で、対前年度6,839万7,153円の増となっており、その主な内訳は、市民税が7,807万1,625円、軽自動車税が486万6,177円、入湯税が７万6,200円の増となり、固定資産税が1,217万15円の減、市たばこ税が244万6,834円の減となっている。

また、国民健康保険税の収入済額は、３億4,135万6,545円で、対前年度390万7,054円の減、介護保険料の収入済額は、５億714万5,085円で、対前年度944万1,087円の増、後期高齢者医療保険料の収入済額は、２億7,654万165円で、対前年度1,664万3,201円の増となっている。

一方、収入率は、市税95.63％（対前年度△0.07ポイント）、国民健康保険税80.28％（対前年度△0.44ポイント）、介護保険料98.87％（対前年度＋0.07ポイント）、後期高齢者医療保険料98.67％（対前年度△0.01ポイント）となっている。

この中で、国民健康保険税の収入率が低いのは、多額の滞納繰越分（過年度分）が含まれていることによるものであり、現年度分の収入率については、94.94％（対前年度△0.69ポイント）となっているところである。

引き続き、市税等の課税及び徴収については、負担の公平、公正等の観点から、地方税法等の改正等を十分に把握して、法令を遵守し、適正な課税に努めるとともに、徴収対策の充実強化を図り、税収の確保に努められたい。

イ　収入未済額の解消への取組強化について

令和７年度における収入未済額（実質）のうち、一般会計の市税は、8,182万3,322円で、対前年度571万4,355円の増となっている。

一方、特別会計における国民健康保険税は、7,702万6,757円で、対前年度352万5,315円の増、介護保険料は、462万5,874円で対前年度21万9,710円の増、後期高齢者医療保険料は、334万9,800円で、対前年度83万3,700円の増となっている。

市税等の徴収については、負担の公平、公正の観点から、さらなる徴収対策の強化に努め、滞納者の生活実態、資産調査等を含めた総合的な

検討を随時行いながら、なお一層の収入未済額の解消に努めていただきたい。

ウ　不納欠損処理について

令和７年度における不納欠損処理状況については、市税は1,027万9,404円で、対前年度114万9,208円の減、国民健康保険税は709万1,940円で、対前年度205万7,438円の減、介護保険料は146万878円で、対前年度34万9,798円の減、後期高齢者医療保険料は69万862円で、対前年度37万7,694円の減となっているところである。

不納欠損処理については、地方税法等により時効が完成するなどして、債権が消滅している場合において、その事務手続きとして当該処理が行われるものであり、納税の義務及び負担の公平、公正等の観点から、債権消滅の時効完成前における徴収や時効中断対策の取組を強化するなどして、当該債権回収に極力努めていただきたい。

(3)　指導事項

ア　財務事務に関する事項

財務事務における支出負担行為等に関する事務の中で、訂正処理の不備、資料添付の不備などが散見されたので、適切に処理すること。

イ　服務に関する事項

(ｱ)　出退記録に関する処理事項

休日に時間外勤務を行った際に、出退登録のないものなどが散見されたので、適切に処理し、是正すること。

(ｲ)　時間外勤務記録に関する処理事項

時間外勤務に関し、１か月当たりの時間外勤務時間数が60時間以下の場合とそれを超える場合等において、その取扱いに不備があるものが散見されたので、それらは、「庶務関係資料」の処理手続きに従い、速やかに是正すること。

(ｳ)　休日勤務記録と振替休日取得に関する処理事項

休日等の勤務を行い、振替休日を取得した事例の中で、同一週の勤務時間が38時間45分を超えるものの処理の取扱いに不備があるもの

が散見されたので、それらは、「庶務関係資料」の処理手続きに従い、速やかに是正すること。

(エ) 旅行命令簿に関する処理事項

旅行命令簿に記載すべき事項について、記載もれなどの不備が散見されたので、それらについては、速やかに処理すること。